

令和2年第2回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和2年2月25日(火)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時30分

2 会議場所 庄内町役場3階 議場

3 出席委員の番号及び氏名(18名)

2番 秋葉 俊一

3番 斎藤 克行

4番 日下部 耕平

5番 阿部 金一郎

6番 佐藤 恒子

7番 高橋 聡

8番 齋藤 敦

9番 太田 政士

10番 長南 統

11番 高橋 義夫

12番 小林 ひろみ

13番 佐藤 優人

14番 半澤 重幸

15番 佐藤 一

16番 五十嵐 晃

17番 和島 孝輝

18番 佐藤 繁

19番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(1名)

1番 齋藤 智幸

5 議長の委員番号及び氏名

19番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 富樫 薫

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 佐藤 一視

農地農政専門員 清野 亮

農業経営改善相談員 高橋 茂規

農林課農林水産係主任 高橋 亨匡

7 会議に付した議案

報告第 3号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について	(10件)
報告第 4号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について	(11件)
議案第 6号	庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について	(1件)
議案第 7号	農地法第3条の規定による許可申請について	(6件)
議案第 8号	農地法第5条の規定による許可申請について	(5件)
議案第 9号	利用状況調査に係る非農地の判断について	(1件)
議案第 10号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(24件)

◎開 会 (午前9時30分)	
◎諸報告	
議長	これより令和2年第2回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	<p>本日の委員の出席状況につきまして、報告いたします。本日は、1番 齋藤智幸 委員 より欠席との報告を受けております。</p> <p>次に、説明員について報告します。議案第6号 庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、に係る説明員として、農林課農林水産係の高橋主任が出席しています。</p> <p>次に、本日配布の資料につきまして報告いたします。「農地法第5条の許可申請に係る土地利用計画図等」、「令和元年度農地パトロール調査結果」、「令和元年農地実勢賃借料情報」、「令和2年度参考賃借料」、「令和2年度農作業基準賃金」、「令和2年度農地売買に係る参考価格」、「利用権の設定等申出書」、「農協広報(2月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。</p> <p>それでは、令和2年第1回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(令和2年第1回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明)</p> <p>続いて、令和2年第2回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(令和2年第2回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)</p>
議長	<p>諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。</p> <p>無いようでございますので諸般の報告を終わります。</p> <p>ただ今の出席委員は18名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。</p>
◎議事録署名委員の選出	
議長	<p>最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。15番 佐藤 一 委員、16番 五十嵐 晃 委員 両名に議事録署名</p>

	委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告	報告第3号の上程、説明、質疑
議長	報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第3号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第3号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第4号の上程、説明、質疑
議長	報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第4号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第4号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 18番 佐藤 繁 委員。
18番 佐藤	18番 佐藤です。 年号表記の関係についてですが、元号については、最近目まぐるしく変わるわけですが、契約期間に関しては数十年という案件もあるわけですが、この元号表記を西暦にした場合、法令的に何か問題がありますか。事務局も煩わしいですし、契約者同士も元号が変わる時期に挟まれると契約年数が煩わしくてなかなか理解ができないという現実問題があるわけですが、いかがでしょうか。
議長	元号をとるか、西暦をとるかということの質問です。 佐藤主査。
佐藤主査	表記に関しましては、今までの和暦でいくか、西暦でいくかについて事務局内部で話し合ったことがありませんでしたので、これからその方向性について検討させていただければと思います。
議長	18番 佐藤 委員。
18番 佐藤	私としては、法令的に縛りがないのであれば、西暦にした方が万人にわかりやすい期間になるのかと思いますので、その統一の方向で出来るのであればしていただきたいという希望です。
議長	ほかにございませんか。 5番 阿部 金一郎 委員。
5番 阿部	5番 阿部です。

	<p>私は、和暦の方で十分だと思います。議案集の表紙に令和2年とうたっていますので、これにのっとってすべからく和暦で全部表示されていますので今更、西暦に直す必要はないと思います。特に平成から令和に変わった時ですが、平成31年と令和元年というのが30年という区切りの中で改元が行われまして、令和2年そのものが、平成32年と下一桁がわかりやすく合致しております。平成から10年と言われても、そのままそっくり下一桁が合致しているような状況ですので、その点については和暦でこれからもやっていただければわかりやすいのではないかと思います。私の意見は以上です。</p>
議長	<p>先程の佐藤 委員への答弁の中で、事務局としては一度も検討したことがないと言っていました。これは、事務的な手続き上のものですので、ただ今の阿部 委員の意見、佐藤 委員の意見、これらを含めて事務局で一旦検討いただき法令的にどちらでも問題ないということであれば、事務局がやりやすい方がいいかと思います。このことについては、事務局の検討とさせていただきます。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。 無いようですので、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を終わります。</p>
◎議事	<p>議案第6号の上程、説明、質疑、採決</p>
議長	<p>議案第6号、庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第6号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、農林課農林水産係の高橋主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	<p>高橋主任。</p>
高橋主任	<p>(議案第6号の資料に基づき、内容を説明)</p>
議長	<p>内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、10番 長南 統 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
10番 長南	<p>庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての現地調査報告を行います。 庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての案件ですが、2月21日に、9番 太田 政士 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の4人で、現地調査を実施しました。 今回の農振農用地区域から除外の案件については、隣接する周辺の農地に影響もなく管理されており、除外に関しては、問題ないと判断してきましたのでご報告いたします。 ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 7番 高橋 聡 委員。</p>
7番 高橋	<p>7番 高橋です。</p>

	平成 18 年度その地域での基盤整備によってどこかにあった土地が集積されたという考えだと思えます。これを農用地区域から除外してそこになにか建てるなど計画のもとに除外されるのだと思えますので、もしその予定があるのでしたら詳細を説明願いたいと思えます。
議長	当該農地のその後の計画ということでお答え願います。 高橋主任。
高橋主任	ただ今のご質問にお答えします。 昨年 10 月に町のホームページで募集をおこなっておりますが、再生可能エネルギー設備用のための貸付けをおこなう予定をしている土地でございます。公募をおこなっております、その後審査会を経まして事業の交渉者一者を決定しているところですが、この農振からの除外が決定になりましたら、今後契約を進めていくという内容になっております。
議長	ただ今の答弁に不足がありましたので、付け加えていただきます。 高橋主任。
高橋主任	ただ今の再生可能エネルギーと説明しましたが、種類といたしましては太陽光発電設備を予定しているところです。
議長	7 番 高橋 委員。
7 番 高橋	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 5 番 阿部 金一郎 委員。
5 番 阿部	5 番 阿部です。 今回除外していただきたいということで農業委員会にかけているにも関わらず、除外前提で公募をしているというその手順について何らかの問題はないのでしょうか。
議長	手順についての法的な手続きと言いましょうか、そのあたりに問題はないのかということですがけれども。 高橋主任。
高橋主任	先程も説明しましたが、契約の方はまだおこなっていない状況です。また、今回は農地ではなく非農地であったということから先行して手続きを進めさせていただいたという経緯があります。法的につきましては、まだ契約をしていないということですので問題はないという認識です。
議長	5 番 阿部 委員。
5 番 阿部	私も勉強不足で今回初めてその話を聞いたわけですが、本来なら除外しておいて、その後に公募して何かしら有効活用するという手順があるべき姿だと思います。今回、除外が決定したら契約するというような答弁でございまして議事録にすべからず載ると思いますが、ぜひとも今後はそういった手順を踏まえて公募するという形にした方がよろしいのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。
議長	検討願いたいということですのでよろしくお願ひしたいと思えます。
議長	ほかにございませんか。 18 番 佐藤 繁 委員。

18 番 佐藤	18 番 佐藤です。 利用目的が太陽光パネルの設置ということのようですが、ここは庄内町の中でも標高的に一番低い土地である関係上、●●●●●が近隣に設置されているわけですが、洪水ハザードマップで最上川が氾濫した場合、何メートル位の水位と確認していますでしょうか。
議長	18 番 佐藤 委員に確認します。 今の質問は京田川でなく、最上川でいいのでしょうか。
18 番 佐藤	全戸に配布されたのが、最上川ハザードマップですので、最上川です。
議長	わかりました。 高橋主任。
高橋主任	ハザードマップでは3メートル以内の浸水域と確認しております。
議長	18 番 佐藤 委員。
18 番 佐藤	3メートル以内だと太陽光パネルを設置して被害は出ないのかとは危惧するところですが、いかがでしょうか。
議長	高橋主任。
高橋主任	その点につきましては、公募する際の公募要領、それから条件書にも排水対策の点を記載しております。その後、選定審査会ということで事業者の方からヒアリングをしております。その中でもハザードマップの3メートル以内の浸水区域にあるということ、パネルは1メートル以上の水かさがあると浸水してしまうことは、事業者として了解しているところです。そのうえで事業を実施したいという申し出があったものです。
議長	18 番 佐藤 委員、よろしいでしょうか。
18 番 佐藤	わかりました。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第6号、庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、農用地区域からの除外は適当とすることに決定しました。 高橋主任、ありがとうございました。 (高橋主任 退席)
◎議事	議案第7号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第7号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、清野専門員よりご説明申し上げます。
議長	清野専門員。
清野専門員	(議案第7号の資料に基づき、内容を説明)

議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、9番 太田 政士 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
9番 太田	<p>農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第3条の規定による1番から5番の所有権移転と6番の使用貸借権設定の案件ですが、2月21日に、10番 長南 統 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の4人で、現地調査を実施しました。</p> <p>今回の1番から6番の案件については、いずれも農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第8号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>議案に係る現況写真配布のため、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩中、佐藤主任が現況写真を配布する。)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第8号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第8号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、10番 長南 統 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
10番 長南	<p>農地法第5条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第5条の規定による所有権移転と賃借権設定の案件ですが、2月21日に、9番 太田 政士 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の4人で、現地調査を実施しました。</p> <p>1番から3番の案件については、宅地造成に伴う永久転用ですが、北側が宅地、南側が町道と宅地、東側が町道、西側が宅地に面しています。隣接農地もなく、永久転用に関し問題ないと判断してきました。</p>

	<p>4番から5番の案件については、砂利採取及び田床改良による一時転用ですが、これまでも近隣で、砂利採取による田床改良が行われており、これまでとほぼ同様の計画であることから、近隣の農地に対しても影響を及ぼすことはないと判断し、一時転用に関し問題はないと見てきましたので報告します。委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございませう。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第9号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第9号、利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第9号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	<p>私の方から、議案第9号 について内容を説明させていただきます。 それに先立ちまして、今回の申請地は2、3年前に農地パトロールで見てから委員の皆様もまだ、見ていないという状況もあろうかということで、現況写真を配布させていただきたいのですが議長、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>議案に係る現況写真配布のため、暫時休憩いたします。 (休憩中、佐藤主任が現況写真を配布する。)</p>
議長	<p>再開いたします。 佐藤主任。</p>
佐藤主任	(議案第9号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 5番 阿部 金一郎 委員。</p>
5番 阿部	<p>5番 阿部です。 今回の案件は、私は初めて見るような案件だと思うのですが、今までですと非農地証明願いという形で議案が上程されていたと思うのですが、今回は非農地の判断についてということで議案が上程されているのですが、違いについて説明いただけますか。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	平成30年の3月に同様の議案が出ております。非農地証明の場合ですと、農

	業委員会のサービス行為ということで、まず申請をいただき、それに対して現地を確認しながら非農地にあたるか、あたらないかの証明を出すということで、非農地の判断は農業委員会でも行っております。今回の案件は、農地パトロールの利用状況等調査におきまして非農地の判断をするという内容でございます。簡潔にはこのような内容でございますが、詳しい内容について要綱等何かということございましたら、別途対応させていただきたいと思っております。
議長	暫時休憩いたします。
	(暫時休憩)
議長	再開いたします。
議長	ほかにございませんか。 無ければ、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第9号、利用状況調査に係る非農地の判断について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
議長	暫時休憩いたします。
	(暫時休憩)
議長	再開いたします。
	◎議事 議案第10号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第10号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第10号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第10号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第10号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により、原案のとおり決定いたします。
議長	これをもちまして、令和2年第2回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
	◎閉会 (午前10時30分)

令和 年 月 日

上記は、令和2年第2回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第2回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

19番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

15番

16番

書記